

第2章

販管費の分解、MPMの注記など IFRS 18号適用に判断を 要する表示・開示の論点对応

（株）アイバ
公認会計士

吉住 浩太郎

討の対象外とする。

(2) PLでの表示方法による注記への影響

本表(PL)において「販売費」、「一般管理費」を分解して表示する場合、関連する注記では次のような開示となり、場合によっては連結パッケージで収集すべき情報の粒度を細分化する必要がある。

① MPMの注記

MPMの各調整項目について、PLでの表示科目に関連する金額を開示する(IFRS 18号B 137項(a))。したがって、PLにおいて「販売費」と「一般管理費」を分解表示した場合で、調整項目に関連がある場合は、原則的には調整項目の内訳として、「販売費」と「一般管理費」の別に示す必要があると考えられる。

この場合、「調整項目×販売費」、「調整項目×一般管理費」のマトリクスでの収集が必要となる場合がある(IFRS 18号IE 8項の設例参照)。

② 営業費用の性質別内訳注記

特定5項目は、PLでの表示科目に関連づけて、その含まれる金額を開示する(IFRS 18号83項)。したがって、PLにおいて「販売費」と「一般管理費」を分解表示した場合、

【この章のエッセンス】

- IFRS 18号の適用に伴い、特に各社多様な実務対応が想定される「販売費」と「一般管理費」の分解要否、MPMの注記についての作成方法を確認する。
- 実務運用の観点から、当該項目に係る具体的な計数算出プロセスを検討する。

「販売費」と「一般管理費」の分解要否とその算出方法

(1) 問題の所在

PLでの表示について、IAS 1

号の適用ガイダンスでは、「販売費」と「一般管理費」が分解されたPLが例示されていた(Par t I・財務諸表の表示例)。しかし、IFRS 会計基準を任意適用する日本企業の多くは日本基準適用時からの実務を継続して、PLにおいて「販売費及び一般管理費」と集約表示し、関連する注記にてその性質別の内訳を開示する実務が定着していたものと見受けられる。

他方IFRS 18号では、「販売費」と「一般管理費」それぞれの考え方の一例が示され、その例示では、両者は異質であるとして「別々の科目に表示することが有用な体系化された要約を提供するために必要である場合がある」とされている(IFRS 18号B 85項、強調は筆者による)。そのため、

各社の状況に応じて分解表示が適切か否かの検討が必要となろう。

また、PLにおいて「販売費」と「一般管理費」を分解して表示する場合には、連結パッケージで収集すべき情報の粒度の細分化が必要となり得る。

本章では、販売費・一般管理費について、「本表で分解表示した場合の注記への影響」を示すとともに、「本表では分解表示しない場合が適切である」と判断されるケース」とはどのようなものであるか、考察する。加えて、販売費・一般管理費を分解して表示・開示する場合に、効果的・効率的な算出方法の一例を提示したい。

なお本章では、IAS 1号でも開示が要求されていた研究開発費は検